

**第1条** (サービスについて)

USEN GATE 02 SCS Navi (以下「本サービス」といいます。)は、株式会社ソリトンシステムズ(以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

**第2条** (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書に記載された内容」によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款(以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。)を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

**第3条** (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

**第4条** (サービスの内容)

本サービスは、経済産業省が制度構築を進めるサプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(以下「SCS 評価制度」といいます。)における★3 または★4 水準の認証取得に向けたお客様の準備支援を目的として、以下をご提供します。

(1) SCS 評価制度の評価基準に基づき、適合状況を確認するヒアリングシート

(2) あらかじめお客様が回答した(1)のヒアリングシートを用いて、コンサルタントによるヒアリングをオンサイトまたはリモート方式により1回(最大3時間程度)実施 ※オンサイトは東京・神奈川・千葉・埼玉のみ

(3) SCS 評価制度における評価項目ごとのアセスメント結果およびコンサルタントによる現状報告を含む、★3 または★4 認証取得に向けた対策ロードマップを内容とするアセスメント報告書(以下「報告書」といいます。)の作成

(4) 次の内容を含む報告会を1回開催

ア 報告書の構成および閲覧方法ならびにアセスメント結果の概要説明

イ 不適合項目に対する当社コンサルタントによる改善対応の提案

ウ その他、お客様との質疑応答

(5) お客様は第5条の利用申込時および第3号の報告書の納品後1ヶ月以内であれば、お客様が作成した既存のセキュリティ規程等とSCS 評価制度の要求事項との照合サービス(セキュリティ規程確認オプション)を、有償で申し込むことができます。この場合、既存のセキュリティ規程類は、当社が指定する期限までに提示するものとします。

2 本サービスの対象は、原則として、日本国内にある法人とします。ただし、当社が認める場合、当該日本法人の国外拠点または国外に有する関係会社(会社計算規則第2条第3項第25号に定める関係会社を指すものとします。)を対象に含めることがあります。

3 SCS 評価制度の評価基準が改定された場合、当社は当該改定内容に応じて本サービスにおける診断方法または診断内容を変更することがありますが、改定前に作成または提出した報告書の内容を遡って変更または修正することはありません。

4 本サービスおよびオプションサービスの提供にあたり、契約者は当社が指定する期限までに本サービスに係る第1項第1号のヒアリングシート、およびオプションサービスに係る既存セキュリティ規程類（以下、併せて「提出資料」といいます。）を当社に提出するものとし、契約者が提出資料の全部または一部を提出しない場合、当社は第1項第2号乃至第5号のサービス（ヒアリング、報告書の作成、報告会の開催およびセキュリティ規程確認オプションの提供等）を提供する義務を負わないものとし、これにより契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

5 前項の規定に基づきサービスが提供されない場合であっても、契約者は、本サービスが完了したものとみなして第7条に定めるサービス料金の支払義務を免れないものとし、当社が受領済みの料金がある場合はこれを返金いたしません。

#### **第5条** （利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとし、

#### **第6条** （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとし、（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

#### **第7条** （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、当社からお客様に提示する御見積書など、当社からの各種案内に基づき本サービスの利用の対価としてお客様が当社に支払う料金（追加費用およびその他料金のすべてを含みます。以下同じ。）とし、サービス利用申込書など当社が認めた様式により、両者が合意した金額とします。契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとし、

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

#### **第8条** (申込みの取消し)

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

2 本サービスの利用を終了した場合、その理由の如何にかかわらず、当社が受領したサービス料金の返金は行わないものとします。

#### **第9条** (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、なんらの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 銀行取引停止処分を受けたとき

(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をしたとき

(5) 違法行為をしたとき

(6) 本契約に違反したとき

(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき

(8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前 2 項による解除は、当社から契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、利用契約の成立日(第 6 条第 2 項に定める日)の属する月の翌々月末を過ぎても、契約者都合(第 4 条第 4 項に定める提出資料の未提出を含みます。)により本サービスの提供が開始できない場合は、利用契約を解除することができます。この場合、第 4 条第 5 項の規定を準用するものとします。

#### **第10条** (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### **第11条** (損害賠償額)

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。ただし、当社が負う賠償の累計総額は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去 12 ヶ月間に契約者が当社に支払った本サービス料金の総額を限度とします。

3 本サービスは、認証機関による審査への合格または認証取得を保証するものではありません。報告書に記載された評価、助言または対策案は、一般的な情報提供および参考を目的とするものであり、特定の結果を保証するものではありません。これらに基づく最終的な判断および対応は、すべて契約者ご自身の責任において行われるものとします。

4 契約者が第 4 条第 4 項に定める提出資料の提出を怠ったこと、または提出した情報に虚偽、誤りもしくは記載漏れがあったことにより、本サービスの提供が遅延し、または提供不

能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

5 当社は、報告書にデータの破損または内容の一部に欠落が認められる場合であって、第4条第1項第3号の報告書の納品後1ヶ月以内に契約者から申し出があった場合に限り、報告書の修正または交換に応じるものとします。ただし、第4条第3項に定める事由に基づく場合、または前記の期間を経過した後の申し出については、理由の如何を問わず、報告書の修正、交換または返品は一切お受けいたしません。

#### **第12条** （個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）ならびに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### **第13条** （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **第14条** （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### **第15条** （権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、本利用契約上の地位ならびに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

## 第16条 (準拠法)

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

## 第17条 (合意管轄)

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別記

### 1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「SCS Navi™サービス利用規約」

<https://www.soliton.co.jp/terms/>

サプライチェーンセキュリティ対策評価制度適合診断サービス SCS Navi™

### 2. 料金表 (すべて税抜き表示)

サービス品目	単位	金額
SCS Navi	1 契約ごと	個別見積

### 3. オプションサービス

本サービスには以下のオプションサービスがあります。オプションサービス単体でのお申し込みはできません。

サービス品目	単位	金額
セキュリティ規程確認オプション	1 規程ごと	個別見積

・本表に記載のないオプションサービスは、個別見積りとし、別途合意する料金および提供条件に基づき、提供するものとします。

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社ソリトンシステムズ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
SCS Navi™	USEN GATE 02 SCS Navi

以上